

松戸市虐待防止連携推進会議

会 議 録

令和5年度 松戸市虐待防止連携推進会議 会議録

日時：令和5年7月27日（木）

午前10時00分～12時00分

会場：松戸市役所新館7階大会議室

○出席委員：14名

中村 博之	委員	神保 正宏	委員
古閑 比斗志	委員	川越 正平	委員
塚本 康紀	委員代理	恩田 忠治	委員
平川 茂光	委員	小川 早苗	委員
今成 貴聖	委員	和座 一弘	委員
和田 忠志	委員	楊井 千晶	委員
伊原 浩樹	委員	石橋 聡	委員

○欠席委員：4名

須田 仁	委員	右田 和実	委員
林 憲一	委員	小熊 良	委員

○事務局出席者

こども家庭センター 川上所長 荒井主査 竹村主任主事

障害福祉課 藤村補佐 橋本主任主事 中山主任主事 塩入主事 池田主事

地域包括ケア推進課 有山課長 守田補佐 小西主任主事 山田主任主事 吉田主事

傍聴者 2名

- 議事内容 (1) 報告1 これまでの松戸市虐待防止条例に係る取組報告
(2) 議題1 令和5年度以降の松戸市虐待防止条例に係る取組内容について

◎開 会

事務局 本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

定刻となりましたので、令和5年度松戸市虐待防止連携推進会議を開催いたします。

私は、本日司会を務めます障害福祉課の〇〇と申します、よろしくお願いいたします。

本会議は、令和2年4月1日に施行された松戸市虐待防止条例第15条、推進体制の整備の規定を踏まえ、開催するものであります。3虐待の関係分野の有識者の皆様が一堂に会し、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の現状を共有しつつ、これらの虐待防止に資する効果的な取組を推進するため、議論や意見交換を行う場となっております。

本会議は、昨年度に引き続きオンラインを活用しての会議となります。ネット環境の不具合等のご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎挨拶

事務局 会議に先立ちまして、皆様に福祉長寿部〇〇部長よりご挨拶いたします。

福祉長寿部長 おはようございます。福祉長寿部長の〇〇です。

オンラインの方もいらっしゃるので着座にて失礼いたします。

本日はお忙しい中、令和5年度松戸市虐待防止連携推進会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の福祉行政に多大なるご支援、ご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

本市では、令和2年4月に「虐待のない誰もが安心して暮らせるまち」の実現を目指した松戸市虐待防止条例を制定し、今年度で施行から4年目となります。

条例では、児童、高齢者、障害者の3つの分野の虐待防止に係る取組の連携を強化し、市民や関係団体、地域社会の皆様とご協力して、市全体で虐待防止に取り組むことを定めております。

本日の会議は、児童、高齢者、障害者の各分野の虐待防止対策の取組を関係者の皆様と共有し、各分野の連携をより効果的に進めることを目的としております。

近年、虐待の通告・通報件数は増加傾向でございます。この会議の場で、各方面でご活躍されている皆様から忌憚のないご意見をいただき、さらなる虐待防止対策を進めてまいりたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

◎委員自己紹介

事務局 続きます、次第3、自己紹介につきましては、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいところではございますが、本日は、今年度より変更のあった委員のみご紹介させていただきます。お手元の委員名簿をご確認ください。

◎要綱改定

事務局 続きます、松戸市虐待防止連携推進会議設置要綱改定についてご説明いたします。

令和5年度は、2点につきまして改定を行いました。

まず、1点目としましては、会議の公開、非公開の決定についてです。連携推進会議につきましては、第5条に記載のとおり原則として公開するものとしております。本日も公開での開催としており、傍聴をご希望される方にもお入りいただく予定となっております。

第5条2項には、非公開の決定に関して規定しており、今年度、この部分について改定いたしました。具体的には、昨年度までは議長が必要と認めるとき、非公開とすることとしておりましたが、今年度より、議長が構成員に諮り、非公開の決定を行うことといたしました。

続いて、2点目につきましては、虐待防止条例の担当課についてです。虐待防止条例における児童分野の担当課の名称が、昨年度までは子ども家庭相談課でしたが、令和5年度よりこども家庭センターへ変更となりました。この変更に伴い、第6条の記載も変更させていただいております。

以上、簡単ではございますが、要綱改定のご説明とさせていただきます。

◎議長選任

事務局 続きます、議長の選任に入ります。

松戸市虐待防止連携推進会議設置要綱第3条2項の規定に従い、本会議の議長は松戸市福祉長寿部長となりますことをご報告いたします。

これからの進行につきましては、議長が議事を進めさせていただきたいと存じます。

〇〇福祉長寿部長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、令和5年度松戸市虐待防止連携推進会議を開催いたします。皆様、よろしくをお願いいたします。

会議に先立ちまして、松戸市虐待防止連携推進会議設置要綱第3条第3項の規定に基づき、子ども部長の〇〇委員に議長代理をお願いすることを皆様にご報告いたします。

まず、会議の公開についてですが、本会議は公開となっております。本日の傍聴希望者はありますか。

本日の傍聴希望者ですが、会場にて、〇〇様ほか1名の方から本日の会議を傍聴したいとのごことでございます。これを許可してよろしいでしょうか。

異議なしですので、傍聴者の方はお入りください。

◎報告1 これまでの松戸市虐待防止条例に係る取組報告

議長 それでは、事務局から報告1「これまでの松戸市虐待防止条例に係る取組報告について」ご説明、報告をお願いいたします。

事務局 次第4、(1)「これまでの松戸市虐待防止条例に係る取組報告について」、お手元にごございます資料1の報告、これまでの松戸市虐待防止条例に係る取組状況に基づいて、事務局よりご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

これまでの取組報告として、虐待防止条例制定の経緯、各分野の虐待通告通報受理状況、令和4年度までの虐待防止条例に係る具体的な取組内容についてご説明いたします。

まず、虐待防止条例制定の経緯について、改めてご説明させていただきます。

スライド3ページをお開きください。

本市において、高齢者虐待、障害者虐待、児童虐待の通告通報件数等が増加傾向にある中、虐待事件の発生等もあり、関係機関における3虐待が連携した取組の検討が進められておりました。各虐待防止ネットワークについては、平成16年に高齢者虐待防止ネットワークが設置され、平成18年に設置された子どもと女性に対する暴力防止対策地域協議会が平成28年に児童虐待防止ネットワークとなり、平成31年度には障害者虐待防止ネットワークが設置され、本市に3つのネットワークが整備されました。

また、児童、障害者、高齢者のネットワークにおいて、3虐待で連携した取組を進める必要があるというご意見を頂戴し、各虐待防止ネットワークを所管する子ども家庭相談課、障害福祉課、高齢者支援課、関係課である学務課なども踏まえ、検討を重ねてまいりました。

なお、現在では、高齢者虐待については令和3年度に高齢者支援課から地域包括ケア推進課へ担当課が変更となり、児童虐待については本年度より子ども家庭相談課からこども家庭センターへ担当課の名称が変更となっております。

スライド4ページをご確認ください。

虐待防止のさらなる推進を図るための取組として、児童、高齢者、障害者の各虐待防止ネットワークを中心とした体制に加え、虐待防止条例の制定を通し、虐待に対する本市の姿勢や取組の方向性等をお示しすること、そして、3虐待の連携推進を検討する場である松戸市虐待防止連携推進会議を設置する方向で検討を進めました。

スライド5ページをご覧ください。

松戸市虐待防止条例は、令和2年4月1日に施行されました。本条例は、市、市民、関係団体及び地域社会が協力して虐待防止に取り組んでいくため、3虐待を包括した理念条例となります。「虐待のない誰もが安心して暮らせるまち」の実現を条例の目的とし、緑の枠の基本理念を示しております。

そして、赤枠の内容は、市を挙げて取り組むことができるよう、市、市民、関係団体、地域社会の責務・役割を示し、それぞれの立場で力を尽くすとともに、手を取り合い、取り組んでいくことを掲げたものとなります。

水色の枠の内容は、方針を共有して取り組むことができるよう、施策の方向性として、通告・相談しやすい環境づくり、通告を受けた後の安全確認を行うための措置、養護者に対する支援、人材確保、正しい知識の普及や意識高揚を図るための啓発活動の実施について規定しております。

そして、紫色の枠には、3虐待が連携した効果的な取組を推進するための体制整備を定めており、本日の虐待防止連携推進会議はこの規定に基づいて設置されております。

スライド6ページをご確認ください。

松戸市虐待防止連携推進会議は、虐待の防止等の施策に関し、児童、障害者、高齢者に対する3虐待で連携した効果的な取組を推進することを目的とし、ほかの施策との連携に十分配慮しながら、情報共有や意見交換を行うこととしております。

連携推進会議において、3虐待の連携した取組を推進するとともに、各虐待防止ネットワ

ークにて個別の虐待防止の取組を深化・推進しております。条例に基づく取組を各虐待防止ネットワークにて報告し、共有を図りながら、各虐待防止ネットワークで議論されている検討事項を連携推進会議の中に挙げていき、協議・共有を推進するというような形で、各虐待防止ネットワークと連携推進会議が相互補完的に連携できるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上、松戸市虐待防止条例の制定経緯、概要、連携推進会議等に関する説明とさせていただきます。

続きまして、虐待通告通報受理状況についてご説明いたします。

スライド7ページをご確認ください。

児童虐待は「児童福祉法」と「児童虐待の防止等に関する法律」、障害者虐待は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、高齢者虐待は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づいて対応しております。

種別は、児童虐待は、身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト・性的虐待の4種別があり、障害者虐待、高齢者虐待は、それに経済的虐待を加えた5種別となります。

被虐待者の定義につきましては、児童は18歳に満たない児童、障害者は身体障害、知的障害、精神障害、発達障害を含む、その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者、高齢者は65歳以上の高齢者と定義されております。

養護者等の定義につきましては、児童は保護者、親権を行う者、未成年後見人、そのほかの者で児童を現に監護する者と定義されており、障害者と高齢者は、障害者、高齢者を現に養護する者や施設従事者等と定義されております。

続きまして、各虐待の本市の現状についてご報告いたします。通告通報受理件数は令和4年度の集計となります。

まずは、高齢者虐待の現状についてご説明いたします。

スライド7ページとなります。

図1に記載してありますとおり、令和4年度の養護者による虐待の通報受理件数は293件であり、年々増加しております。千葉県も国も、令和3年度までのデータではありますが、おおむね同様の傾向となっております。本市では、高齢化の進行に伴い高齢者人口は増加しておりますが、高齢者人口の増加率よりも虐待の通報数の増加率が大きく、高齢者虐待に関する周知啓発等の取組の影響により、発見されやすくなっていることも考えられます。

あわせて、養介護施設従事者、介護サービス事業者職員等による虐待につきましては、令和4年度の通報件数は、令和3年度と比較し減少しておりますが、令和3年度以前の通報件数も含め比較すると増加傾向となっていることから、今後も経年変化を追う中で、通報しやすい環境づくり等に引き続き努めてまいります。

なお、図2のとおり、相談者、通報者につきましては、以前と同様、警察署からの相談、通報が最も多く、家族間でのトラブルを機に警察が介入し、虐待の疑いがあると考えられる事案について通報される件数が増えている状況となっております。

また、介護サービスを利用される高齢者にとって最も身近な専門職である介護支援専門員、すなわちケアマネジャーからの相談、通報も多くなっております。

なお、養護者による虐待の種別は、令和4年度は身体的虐待が約5割、次いで介護等放棄、すなわちネグレクトが約3割の順となりました。令和3年度は身体的虐待に次いで心理的虐待が多く、県や国もこの傾向であるため、令和4年度はこれまでと異なる傾向が見られており、こちらでも経年変化を追って本市の傾向を把握し、取組の反映につなげてまいりたいと考えております。

事務局 続きまして、スライド8ページをご覧ください。

障害者虐待通報受理状況についてご報告します。

左側、図3、養護者による障害者虐待通報受理件数は増加傾向にありましたが、令和4年度では施設従事者虐待が年間23件と、過去最大数の受理数となりました。

右側、図4、養護者による障害者虐待における相談者、通報者数については、警察からの通報件数が62件中35件と大幅に増加となっております。

虐待種別では、令和4年度は身体的虐待（約50%）、次いで心理的虐待（約43%）、放棄・放置が（約29%）となっており、令和3年度に比べ心理的虐待は増加しております。

事務局 スライド9の児童虐待通告受理状況についてご報告いたします。

児童虐待相談受付件数は、令和元年度から令和2年度にかけて1.35倍増加した以降、県と同様にほぼ横ばいとなっております。

相談者数については、児童相談所は増加傾向にあり、それ以外についてはほぼ横ばいとなっております。

虐待の種別としましては、令和4年度は心理的虐待（42%）、身体的虐待（30%）、ネグレクト（27%）、性的虐待（1%）の順に多く、これは県や国においても同様の傾向となっております。

事務局 どの分野においても、以前の実績と比較し、全体的に虐待の通報数は増加傾向にあることが分かります。

虐待対応の流れは、3つのネットワークにおいて、通告通報受理からおおむね48時間以内に関係機関と連携しながら安全確認、事実確認を実施しております。その後、各会議の中で支援方針を確認し、虐待対応に当たっており、終結する際も、各会議の中で協議・確認を行っております。

通告通報義務については、各虐待防止法には、虐待を受けたと思われるものを発見した際は、市町村に通告または通報しなければいけないという義務が明記されております。通告通報先は市役所の担当課だけでなく、児童であれば、全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」や児童相談所、子ども家庭110番、障害者であれば、障害者虐待防止・障害者差別相談支援センター、高齢者であれば、地域包括支援センターというように複数の窓口があり、通告通報を受理した機関と担当課が常時連携しながら対応に当たっております。

虐待事例は複雑・困難化しており、被虐待者、養護者に対する支援について、3つのネットワークともに多くの関係機関と連携を図っており、今後も引き続き他分野で相互連携を図りながら、支援を進めていく必要があると考えております。

以上、虐待通告通報受理状況についてのご説明とさせていただきます。

続きまして、令和4年度までの虐待防止条例に係る具体的な取組内容についてご説明いたします。

スライド10ページをご覧ください。

昨年、令和4年度に実施いたしました松戸市虐待防止連携推進会議において、委員の皆様よりいただいたご意見と、それを基に進めてまいりました令和4年度の取組について、この場を持ちまして改めてご報告させていただきます。

なお、ご意見につきましては、今回の資料作成に当たり、一部要約して記載させていただいておりますことをご了承ください。

まず、広報啓発活動に関しましては、町会・自治会と市が協力した対応や、パートナー講座等による啓発の必要性について、また、住民を対象とした条例についての報告や周知について、QRコードの活用など、通報先へすぐにアクセスできる方法の検討についてご意見をいただきました。

なお、パートナー講座とは、本市が行う事業や業務について市民の皆様と直接お話しし、理解や関心を深めていただくものであり、虐待防止条例については地域包括ケア推進課、障

害福祉課、こども家庭センターの3課が担当させていただいております。令和4年度もパートナー講座の周知啓発を継続しており、今後はより幅広い普及啓発に向けて、パートナー講座の動画撮影及び貸出しも検討しております。併せて条例を周知するホームページも作成しており、普及啓発物品にもQRコード等を掲載し、市民の皆様にご活用いただけるよう、引き続き周知を行っていく方針となっております。

また、今年度、令和5年度にまたがる形となりましたが、通報先へアクセスできる方法として、本市ホームページにて利用可能となっておりますAIチャットボットを活用し、虐待に関する問合せを入力することで条例周知のホームページにつながり、通報先が確認できる仕組みづくりにも取り組んでおります。条例に基づく取組につきましては、パートナー講座、市民向け講演会等、様々な場面で周知してまいりました。

横断的対応に関しましては、虐待の個別ケースに関する早期スクリーニング、早期介入、予防の必要性について、DV支援も含めた年齢・対象横断的な取組について、条例の改定についてご意見をいただいております。

本市では、以前よりこども家庭センターや親子すこやかセンターと連携した妊娠期からの支援、基幹相談支援センターや地域包括支援センターが連携した8050世帯の支援等、分野横断的に連携し、支援を行っております。

DVやいじめについては、現時点での条例改正という形での反映は難しいですが、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待、DV等は、それぞれ独立した課題ではなく互いに関連があり、世帯の状況により、捉え方や必要な支援が移り変わっていく可能性もあるものであるからこそ、連携した対応が必要と考えております。

後ほど詳細はご説明させていただきますが、令和4年度からは連携が図られた事例の把握を開始しており、今後蓄積する中で連携の効果検証と課題点の検討も進め、より一層の連携強化及び取組の検討につなげてまいりたいと考えております。

スライド11ページをご覧ください。

早期発見に関しましては、生命の安全確保が優先される虐待ケースの個人情報保護における法解釈も踏まえた上での連携及び通報者保護の周知啓発促進の必要性についてご意見をいただきました。

個人情報の保護は、連携を図る際の障壁になることもあり、令和4年度につきましても、取扱いに対する共通理解を図ることができるよう、条例に基づく取組の中で努めてまいりました。併せて、市民の皆様や関係機関の方々に対しても、研修会や講座を通して通報者保護

の原則について周知しており、今後も継続してまいります。

多機関連携に関しましては、関係機関への早期の情報提供について、実務者レベルでの話し合いについて、多分野が関わり連携で取り組んだ虐待事例等の実態把握と検討の必要性について、経済的困窮の支援に係る担当課との連携や取組の共有について、連携促進の理念を生かすための対応方法の重要性についてご意見をいただいております。

令和4年度には、庁内連携の強化を目的に庁内関係課へ3虐待に関する研修動画で周知を行うとともに、関係機関に対する周知啓発及び情報提供を継続して実施しております。

令和4年度連携推進会議では、課題を抱える世帯の中に生活保護受給世帯も少なくなく、経済的虐待の早期発見を特定する方法の一つとしてご意見をいただきました。

庁内への周知においては、経済的に困窮している世帯の支援に関わる部署も対象に含まれていることから、どのようなものが虐待に当たるか、条例について等を知ってもらうことで理解を得ることや、連携しやすくなる第一歩になったと考えております。

併せて連携の評価方法について検討し、実績把握を進めていく中で、各分野の担当者が集まり、月に一度協議している担当者レベル会議にて事例検討を行うことも含め、今後も取組を検討してまいります。また、実務者レベルの話し合いとしては、虐待対応機関合同勉強会でも事例検討及び意見交換が行われており、今後も引き続き検討していく予定となっております。

スライド12ページをご覧ください。

虐待対応の統一化に関し、連携の効果の図り方や、それに向けた取り組み方の検討の必要性について、窓口一本化及び、それに近いシステムの体制整備についてご意見をいただいております。

先ほどのご説明と重複してしまいますが、令和4年度より開始いたしました分野横断的に連携が図られた事例の実績把握については、各課共通のフォーマットを作成し、実施しております。

また、各窓口の一本化及び一本化に近いシステムの整備につきましても、継続して検討していく中で、まずはより多くの市民の皆様が必要なときに通報先につながるができるよう、先ほどご説明させていただいたQRコードやAIチャットボットの取組を進めております。また、通報先が記載されている条例のホームページにつながる窓口を増やすことで、3虐待や条例について知っていただくことができるよう取組を推進しております。

その下の支援に関しましては、障害児に対する虐待の実態やヤングケアラーの実態の把握

について、ヤングケアラーが誰のケアで、どの部署がどのように介入し連携するか、検討できることが連携の始まりになるのではないかと、市全体、市民に示していくことが説明責任を果たすことになるのではないかとご意見をいただきました。

令和4年度には、条例に基づく具体的な取組について市民向け講演会にて周知し、普及啓発を行っております。

また、虐待ケースにおける障害を持つお子様の実態については、こども家庭センターにて確認を進めており、ヤングケアラーについては、ほかのご支援や取組の中で、ヤングケアラーと思われる方を確認した時点で記録し、その数の確認を試みております。

虐待防止条例は、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待、それら全ての養護者の方を対象としていることから、この中にはヤングケアラーも包括されるものであるため、引き続き養護者支援について検討しながら、国の動向も注視してまいりたいと思います。

令和4年度も多くのご意見を頂戴し、その後の取組に活用させていただきましたことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。

スライド13ページをご覧ください。

条例の目的である「虐待のない誰もが安心して暮らせるまち まつど」の実現に向けて、児童、障害者、高齢者の各分野の連携を推進してきた効果を検証し、今後の取組を検討するため、令和4年度には児童、障害、高齢で連携を図った虐待事例の把握を開始いたしました。

具体的には、①事例の確認を踏まえ、各分野の虐待対応の課題を明らかにし、より円滑な連携方法と効果的な支援を検討すること。②事例の蓄積から本市における虐待対応の状況を把握し、虐待防止の効果的な取組の検討に生かすことを目的といたします。

13ページ下段にありますとおり、今回の対象は、市役所担当課にて児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待のいずれかに当たるものとし、対象を把握している虐待事例のうち、ほか分野の相談支援機関とともに支援を進めたものとしたため、情報確認のみ行った事例は含まないこととしております。

スライド14ページをご確認ください。

連携を図った虐待事例の把握について、概要をご説明いたします。

今回は、令和4年4月から令和5年3月の1年間に確認したものについてご報告させていただきます。事例の把握においては、先ほどお伝えいたしましたように3課共通のフォーマットを作成し、表に記載した項目を確認いたしました。

スライドの表をご確認ください。

児童、障害、高齢、どの分野が主となって対応したケースであるか。通報については、情報把握日がいつか、通報者がどのような関係者であるか。被虐待者の状況については、性別、年齢、介護認定や障害手帳を持っているかどうかを確認いたしました。虐待の状況につきましては、虐待者と被虐待者の関係性、虐待の種別。詳細については、いつ、どなたが、どなたに対して、どのような行為をしたものか。連携については、4つ選択肢を設け、児童と障害、児童と高齢、障害と高齢、児童・障害・高齢、どの分野が連携を図った事例であるか。また、どのような状況で、どのような課題がある世帯であるかを確認いたしました。

なお、通報者や対象者の個人情報保護には配慮した形で事例の共有を行っております。

スライド15ページをご確認ください。

連携を図った事例の把握の結果となります。

スライド上部の表は、縦軸が主となって対応した分野、横軸が連携先となった分野となります。令和4年度は3分野全てが連携して対応した事例は、この取組の中では確認されませんでした。

なお、先ほどご説明いたしましたとおり、担当課にて把握している虐待事例のうち、ほかの分野の支援機関とともに支援を進めたものを対象としているため、この表には連携している複数分野のうち、虐待を認定しているのは1つの分野のみというケースが含まれています。

また、同一世帯で虐待が再燃し、重複して計上されている場合もございます。

事例の把握を通し、児童分野、高齢分野ともに障害分野との連携が多いという傾向が確認されました。児童の親世代、高齢者の子世代、養護者に当たる方が障害分野の支援を必要とするケースがあることも一因と考えております。

スライド中ほどには、今回の取組から確認された課題の一部を記載させていただきました。令和4年度は複数分野の支援機関が連携を取り合い、ともに動いたケースについて連携を図ったケースとしておりましたが、事実確認をともに行ったケースや、状況改善のため世帯の状況に応じて必要なサービスにつなぐために引き継ぎを行ったケース等、連携の在り方には様々違いがありました。

連携した対応の重要性は十分に認識していても、虐待ケースは個人情報保護にも十分な配慮を要する中で、主となり動く支援者がほか分野の支援者への情報提供を行うことや、相談を受けたほか分野の支援者が介入していく際の入り方等、ためらいにつながる状況があることも再認識いたしました。

また、先ほどお話しいたしましたように、障害分野との連携が多い傾向を踏まえて、児童

分野や高齢者分野に携わる支援者に対し、障害者支援に関する知識や社会資源等を周知していく必要があることも課題として確認されたため、令和5年度、今年度の取組に反映させていく予定となっております。

連携を図った事例の把握につきましても、今年度、継続しデータを蓄積する中で、事例確認や経年の比較等を行っていく予定です。令和4年度が初年度であったことから、今後継続していくに当たり、実情の把握や課題の抽出によりつなげることのできる内容を検討していく必要があると考えております。このため委員の皆様には、会議最後に設けさせていただきます意見交換の時間に、事例の確認項目や連携の捉え方についてご意見を頂戴できますと幸いです。

続きまして、令和4年度に取り組んでまいりました具体的な活動内容に関しまして、普及啓発活動についてはこども家庭センターより、勉強会、研修会については障害福祉課よりご報告いたします。

事務局 スライド16をご確認ください。

令和4年度の普及啓発活動実績についてご報告いたします。

まず、周知啓発の取組として、普及啓発物品を活用し、各分野における通報・相談窓口のより一層の周知を行いました。令和4年度はクリアファイル、除菌ティッシュ、ステッカーを新たに作成いたしました。クリアファイルと除菌ティッシュについてはQRコードを掲載し、スマートフォン等で読み込むことで各分野の通報・相談窓口にアクセスできるよう工夫を行いました。コロナ禍であったため各イベントが中止となり、市民の皆様配布できる機会が少ない状況でしたが、そのような中でも、除菌ティッシュについては感染対策物品としても活用できるため、非常にご好評をいただきました。

次に、スライド17をご確認ください。

ソーシャルメディアの活用についてご報告いたします。

令和4年度につきましても、松戸市ホームページやSNSにて、引き続き本条例の周知や迅速な通報、相談先へのアクセス方法の検討を進めているほか、市民向け講演会開催等の通知にも活用いたしました。なお、コロナ禍のため、オンライン配信となった松戸市虐待防止条例制定記念講演会については、1,600名以上の方に動画視聴いただくことができました。

スライド18をご確認ください。

パートナー講座は、松戸市が行っている事業や業務を市民の皆様にご説明し、市政に対する理解、関心を深めていただくために行うものとなっております。令和4年度は、こちらに

記載の2団体へ実施いたしました。多世代の方に関わる支援機関の方々であり、各分野の取組や相談体制等について理解を深めていただきました。

事務局 続きまして、スライド20ページをご覧ください。

令和4年度は、条例制定後、初の市民向け講演会を実施いたしました。当日は会場及びZoomによるオンライン開催の併用とし、94名の市民の方にご参加いただきました。

内容としては、ななつぼし法律事務所の神保先生から、弁護士の視点より3分野の虐待の連携についてのご講演や、こども支援センターつなぐの飛田先生より、事業の取組事例のご紹介をいただきました。

続きまして、スライド21ページをご覧ください。

54名からいただきましたアンケート結果の一部を掲載させていただいております。

「この講演会が松戸市虐待防止条例を知るきっかけとなった」、「重過ぎず分かりやすかった」とのご意見をいただきました。

今年度は、令和5年10月25日水曜日、松戸市民劇場にて会場、オンラインによるハイブリット開催を予定しており、講演会において、松戸市虐待防止条例の周知と虐待防止についての市民の理解、意識の醸成を図ってまいります。

続きまして、スライド22ページをご覧ください。

虐待対応機関合同勉強会の実施についてご説明いたします。

昨年度はアンケートで要望が多かった事例検討を取り入れ、グループワークも含め、各分野の対応方法をより具体的に学ぶとともに、各分野とのより一層の関係構築を図りました。

児童、障害、高齢の各分野の虐待対応に当たる職員、合計41名が参加し、担当者同士が事例を交えながら各分野の守備範囲や特徴、留意点、虐待通報を受理した後の流れや対応について議論していただいた中で、普段、「お話しする機会の少ない方とも話をする事ができた」などのご意見を頂戴しております。今後も実際に虐待対応を行う職員の支援力の底上げと、各虐待の対応方法について共に学ぶ機会を持って、3虐待の連携強化、スキルアップを図ってまいります。

続きまして、スライド23ページをご覧ください。

早期対応、早期解決の取組として、新たに市役所職員向け研修会を開催しました。幅広く市民に関わる市役所職員の虐待対応に関する意識を高め、各分野の虐待の特徴や発見のポイント、通報、相談窓口などの周知を図り、各部署の予防的関わりの推進や虐待防止の取組について、市役所職員の理解が深まることで多分野連携の強化を目指しました。より多くの職

員に参加いただけるよう、研修動画の視聴及び課題研修という形を取り、99課、1,822名の職員の参加がございました。

続きまして、スライド24ページをご覧ください。

アンケート結果の一部を掲載しております。

主に市職員が遭遇する虐待と思われる場面や、通告通報する際の課題、3虐待の連携について、有効な方法について意見を聴取しました。

アンケート結果では、「通告通報をするに当たり、どのような情報を把握、提供すればいいのかイメージができず躊躇してしまう」、「通告通報の具体的な流れについて知りたい」、との意見が上がりました。令和4年度は研修動画として全庁的に実施いたしました。令和5年度も継続的に早期発見、予防に努めるために、新規採用職員を対象とした研修開催を検討しております。

事務局 事務局からのご報告は以上となります。

議長 それでは、ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見がございましたら伺いたいと思います。

まず、会場の皆様、何か質問、ご意見はいかがでしょうか。

それではオンラインの方、いかがでしょうか。

委員 すみません、〇〇でございます。よろしいでしょうか。

議長 お願いいたします。

委員 資料で言いますと、スライドの7ページのところの高齢者虐待の通報受理状況の資料なんですけれども、令和4年度身体虐待（約54%）、次いで介護等放棄（約33%）ということで、令和3年度に比べると介護等放棄が心理的虐待を上回っているんですかね、令和4年度は結果的に増えているということなんですけれども、何かこの背景とか要因みたいなものとして考えられるところとかがあれば、お聞かせいただきたいなと思います。

事務局 ご質問いただきありがとうございます。

令和4年度から、その傾向の変化が見られたというところで、まだ確定的な分析は難しく、今後も経年変化を追って確認をしていく予定で考えております。

要因の一つとして、挙げるとするのであれば、ネグレクト、介護等放棄にどういった行為が当たるかについて、支援者の方や市民の皆様のご理解が少しずつ広がってきたことで、通報数に少し影響が出ているという可能性はあるのではないかと考えております。

しかし、まだ分析の段階ですので、今後も経年変化を追っていきたいと考えております。

このようなご回答で大丈夫でしょうか。

委員 承知いたしました。

ちなみに、例えばセルフネグレクトとかはこれに含まれてはいるのかも確認したくて、いかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。

セルフネグレクトにつきましては、虐待に準じた対応が必要と言われている部分ではございますが、今回その統計で上げさせていただいているネグレクトの中には含まれておりません。

ただ、本市のほうでは、セルフネグレクト事例の把握についても進めており、虐待通報受理とは別に、セルフネグレクトについても地域包括支援センターが確認をさせていただいた時点で、こういったケースかという部分も記録を残しながら、ご支援に当たらせていただいている状況にはございます。

委員 承知いたしました。ありがとうございます。

議長 ほかにご質問ご意見ある方、いらっしゃいますか。〇〇委員、お願いします。

委員 ちょっと質問ですけれども、よろしいでしょうか。

スライド22の合同勉強会のところなんですけれども、やはり3分野が連携をするに当たって、高齢者については地域包括支援センター、あるいは障害者に関しては基幹相談支援センター、子どもに関しては親子すこやかセンターという、それぞれの実働部隊というのがあるわけですね。それら3機関がいろいろな形で情報交換しながら、具体的な症例に関してそれを検討するというのはすごくいいことだと僕も思います。

そういう意味で、この勉強会については、こういったことがこれからもどんどん進めていただければいいなというふうに思いますけれども、この中で対象になっている部分に、子どもすこやかセンター、あるいは、いわゆる子育て包括センターというんですか、そちらのほうの職員の人たちも、この対象の中に入っているのでしょうか。

それから、もう一つは、ここでは架空事例の検討を行ったというようなことが書いてありますけれども、実際の事例に対しての検討というのも行ったのでしょうか。その点、もう少し具体的に教えていただければと思います。

事務局 ご質問ありがとうございます。障害福祉課〇〇より回答いたします。

今回、昨年度開催しました虐待対応機関合同勉強会は、実際に虐待対応をしている担当課と関係機関で行いました。ただ、テーマによっては親子すこやかセンターなど、そういった

機関にも声をかけることは可能かと考えます。

また、事例検討に関しては、高齢の親御様と子どもの世帯が障害を有していて、その下にお子様がいらっしゃるという3世代構成の架空事例をご用意して、発見した事象を他の、各関係機関が情報収集していくか、こういった切り口で支援をしていくかというところの共有や、支援をどのようにしていこうかという方針について意見交換をしたものでございます。お答えになっているでしょうか。

委員 どうもありがとうございます。

一応、架空事例に関しての話も非常に重要だと思いますけれども、今後は実際に、こういった世代間にわたる、そういった問題というのは、連携をするには非常に有効なものだし、これがまさにやらなければいけないことで、こういった実働部隊の中でしっかりとみんなで議論し合って、情報共有し合うということがすごく重要だと思いますので、これからも続けていただいて、より深化させていただければと思います。以上です。

事務局 ご意見ありがとうございました。

議長 ほかにご質問やご意見ある方いらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

◎議題1 令和5年度以降の松戸市虐待防止条例に係る取組内容について

議長 それでは、次に、議題1「令和5年度以降の虐待防止条例に係る取組内容について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 次第4、(2)「令和5年度以降の松戸市虐待防止条例に係る取組内容について」お手元にごございます資料2、議題、「令和5年度以降の松戸市虐待防止条例に係る取組について」ご説明いたします。

スライド3ページをご覧ください。

こちらは、令和5年度の事業予定となっております。予防と対応に分けて記載させていただきました。

予防のための広報啓発としては、令和4年度までの取組を継続し、ホームページやSNSを活用し、情報発信、共有を図るとともに、ポスターやチラシの作成及び配布も行ってまいります。

市民向け講演会、パートナー講座の開催、普及啓発グッズの作成及び配布等も行ってまい

りますが、こちらについては後のスライドでご説明いたします。

対応につながる多職種連携の強化に向けては、毎月一度実施している3虐待担当課の職員による担当者レベル会議における情報共有や、条例に基づく取組の検討を行ってまいります。

また、昨年度に引き続き虐待対応機関合同勉強会、市職員向け研修の開催も進めながら、令和4年度より開始した児童、障害、高齢で連携が図られた虐待事例の把握も継続してまいります。

次に、具体的な取組についてご説明いたします。

事務局 スライド4ページをご覧ください。

令和5年度の虐待防止に関する市民の知識の普及啓発、意識の醸成促進を目指し、松戸市虐待防止条例市民向け講演会を10月25日に松戸市市民劇場、会場とオンラインのハイブリットで開催予定です。

講演会の内容としましては、鴨川市立国保病院の小橋孝介病院長より、「松戸市虐待防止条例について」、ちば心理教育研究所の光元和憲所長より、家族支援について、「児童虐待、世代間連鎖のメカニズムと支援について」ご講演いただく予定となっております。

事務局 スライド5をご確認ください。

令和5年度に予定している啓発活動についてご報告いたします。

啓発物品については、本年度も引き続き、多くの方に手に取っていただきやすいものを作成したいと考えております。クリアファイルにつきましては、4年ぶりに開催される松戸まつりでも、アンケートや資料を市民の皆様様に配布する際に利用する予定となっております。

虐待対応窓口への迅速なアクセス方法について、現在、AIチャットボットの活用を予定しております。「虐待」などと入力すると、3分野の虐待対応窓口についての回答が表示されたり、スマートフォンで利用した場合に、表示された電話番号をタッチすることでそのまま電話発信できる等、より使いやすい方法について検討を行っているところでございます。

パートナー講座につきましては、本年度も引き続き実施し、虐待防止、連携についての周知を行っていく予定となっております。

事務局 最後に、スライド6ページをご覧ください。

先ほどご説明させていただきましたように、これまで条例に基づき分野をまたいだ連携促進に取り組んできた効果検証として、令和4年度より児童、障害、高齢で連携を図った事例の把握を開始いたしました。

初年度となった昨年度は、情報共有をした上で、虐待が起きている状況の改善に向けて一

緒に動くという形で連携を図ったものを対象といたしました。

今回の取組において、複合的な課題を抱えている世帯における虐待も少なくなく、連携した支援の必要性は十分に認識している一方で、虐待事例という性質も含め、個人情報の保護に最大限配慮をする必要があり、難しさを感じる場面もございました。令和5年度からもこの取組を継続し、課題抽出や今後の取組の検討につなげていくためにも、この場をお借りいたしまして、委員の皆様から①から③についてご意見を頂戴できればと考えております。

具体的には、①日々、市民の皆様にご支援に携わり、ほか分野の支援者とも関わられている皆様、連携を図る際に難しさを感じられる部分や、その対応策として意識されている工夫でしたり配慮の部分について。

②は、資料1、スライド14でご説明させていただきました、今回の取組において3課共通で確認を行った項目について、追加・削除したほうがよいと思われる事項がございましたらご意見いただけますと幸いです。

③個人情報の保護は尊重しながらも、連携を図っていく上で情報共有や協働が必要と判断し、実行に移していくその際の基準や、分野をまたいだ支援に関して、考え得る配慮や工夫について。この3点をテーマとさせていただきます。

こちらにつきましては、令和5年度以降の条例に係る取組内容について、この後、質疑応答の時間を設けさせていただいた後に、意見交換の時間として、議長より委員の皆様をご指名させていただきますので、このスライド6につきましては意見交換の際にご意見頂戴できましたら幸いです。

①については、これまでも連携強化を推進してまいりましたが、改めて連携における課題を支援の現場に関わる委員の皆様のお声から確認させていただくことで、条例に基づく連携しやすい体制づくりに向けた取組の検討につなげたいと考え、設けさせていただいております。

また、②については、効果検証の一環である連携した事例の確認を今後の分野横断的な支援の実現につなげることができるよう、ご意見を頂戴できますと幸いです。

続きまして、③についてですが、令和4年度は情報共有を行うのみではなく、その上で共に動くことを基準とし、事例の把握に取り組みましたが、連携の形は様々であり、連携した支援を進めようと試みる過程や、実際に連携した事例の把握においても悩む場面がございました。改めて連携の在り方について再検討し、令和5年度の計画した取組に反映させてまいりたいと考えております。

以上、令和5年度以降の新たな取組について、事務局からの報告と意見交換の提案とさせていただきます。

議長 それでは、今、事務局よりスライド6に示したことについて意見交換の提案がございましたが、まず、事務局からの全体の説明について、質問などある方は挙手をお願いいたします。

会場の皆様、まずいかがでしょうか。質問ございませんか。

オンラインの皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がございませんので、事務局から提案がありました、児童、障害、高齢分野で連携を図った事例の把握について報告がありました、ここからは委員の皆様方との意見交換に入りたいと思います。

なお、今後の取組に向けて、より多くの委員の皆様からご意見を頂戴し、検討につなげることができるよう、お一人当たり2から3分程度でお話しただけですと幸いです。

僭越ではございますが、私より委員の皆様を順にご指名させていただきたいと思います。

まず、資料2のスライド6ページ、①に記載しております連携の難しさについて、ご意見賜りたいと存じます。

一番市民の皆様身近な場所で見守り、ご支援くださっております〇〇委員は、地域と支援機関の連携の難しさを感じた事例や、連携しやすくなるよう日頃から意識されていることはございますでしょうか。地域住民の方は、身近な場所にいらっしゃるからこそ発見しやすいお立場でもありながら支援にも関わられることもあり、その中での難しさなどがございましたら教えてください。

委員 我々のほうの活動的なものから考えますと、別に我々が長年にわたって活動している中の一環として、「いつもやっていますよ」というようなことになるんですけども、連携の難しさということになりますと、個人情報等の扱いをどうしていくか、また、人権の扱いをどうしていくのか、見守りをするのが我々の仕事だと思っております。ということは、プロではないということですけども、でも、地域を見て、松戸市全域の中に担当地区を持って五百数十名が活動をしております。情報の提供等については我々のほうでも十分共有できるものと思っております。

ですから、連携の難しさということについては、これは3つの虐待というところの連携の難しさということの意味であっても、我々としては難しいとは思っておりません。

というところで、この連携については以上ですけども、1つだけ質問したいことがあります

ます。これは実際にここの項目にはありませんけれども、ヤングケアラーと、児童虐待、この辺の兼ね合いですかね、分けるとすればどの辺で虐待なのか、今言われているヤングケアラーなのかというところを、事務局のほうの判断で出ていけば教えていただきたいと思います。これについては、これから条例等のこともあると思いますので、今考えている範囲内のことでよろしいんですが、教えていただきたいと思います。

以上です。

事務局 では、事務局のほうからお伝えさせていただきます。

ヤングケアラーと虐待の関係性についてですが、厳密に言いますと、ここは非常に親密な、もう関係性が強い条件になると思います。ただ、細かいことを言いますと、ヤングケアラーだから全て虐待に当たるかといったら、そうではないというふうに認識をしております。回答になっていますでしょうか。

委員 分かりました。

ただ、条例等についてはどうなんですか、スケジュールがあるんですか、松戸市の場合には。

事務局 ヤングケアラー条例の制定についてということでもよろしいでしょうか。

令和4年度から国のほうでヤングケアラーの評価をするということで、3年間の期間が設けられております。その中には、条例の制定というふうなことも聞き及んでおりまして、まだその期間中でありますので、動向を見ながら制定の必要性については考えていきたいと思っております。

委員 ありがとうございます。

松戸市はヤングケアラーにつきましても、ちょっとコロナで遅れましたけれども、早くから注目して取り組んでいる市だと思っておりますので、他市もどんどん今そういう方向性で動いておりますので、ぜひ、松戸は早めに条例等の制定をしたほうがよろしいと思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、次に、地域の高齢者の皆様の主体的な活動の中心となってお活躍くださっております〇〇委員も、地域の方の身近な場所にいらっしゃるからこそ難しさを感じられた事例や、立場の違う方と連携しやすくなるよう工夫されていることがあるとは思いますが、いかがでしょうか。ご意見をお願いいたします。

委員 〇〇でございます。

現在、私の住んでいる周辺では、この虐待等についての話は私の耳には入ってきておりません。仮にそういった状況があった場合には、地元の民生委員なり、また地域包括支援センターに声をかけて、ちょっと対応していただくというような形を取りたいなと思っております。プライバシーの問題で、なかなか以前とは違って、家庭の中を見るという、そういった状況が非常に最近では少なくなってきましたが、町会等で各組の中で情報交換をして、そういった事例が出た場合には話をいただくというような流れになっております。

いずれにしろ、民生委員と地域包括支援センターとの連携を大事にしていきたいなと思っております。

議長 ありがとうございます。

被虐待者の中には、判断能力や認知機能が低下しており、自ら権利や財産を守ることが難しくなっている方もおり、中には日常生活自立支援事業やボランティアの力を借りている場合もあると思います。

〇〇委員より、ほかの支援機関との連携において難しさを感じられた事例や、分野横断的に連携しやすくなるよう具体的に工夫されていることがございましたらご意見を願います。

委員 〇〇でございます。

本当に社会福祉協議会の組織体からすると、本当に広い分野での社会資源というんですか、皆さんと連携できるところに組織体としてはあるなと感じております。

それで、松戸市全体の中で、この地区社会福祉協議会の中には、もちろん民生委員さんとか町会・自治会さんとか、それから今まで地域で活躍していただいているボランティアさんとか、地区社協の役員さん、皆さんでいろんな行事をしていただいております。

その中で来ていただいている、あるいは行事を通じて、あるいは相談に来ていただいている中での発見や見守り、そういうことは大いにできていると感じております。そういう意味での連携は非常に、虐待の解決につながっているかどうかはちょっと統計的には分かりませんが、発見をする、見守りをするというところの連携はあるように思いますので、それは今後も続けていきたいと思っております。

その中の、松戸市の社会福祉協議会の事業の中で、先ほど議長のほうからお話いただきました、いろんな相談事業をしております。具体的には福祉の貸付金、そういう相談に来たときに、その職員がちょっと相談だけの内容ではなくて、その裏の生活のところが見えるような、発見する力をつければいいのかというところは非常にあります。

その中で、先ほどご報告いただいた4年度の取組の中のスライド24ページ、市の職員向けの研修会のアンケート結果がありまして、事務局のほうである程度の通報に関する基準をつくっていただくと、社協の職員に対しても応用できて研修になるのかなと思って聞いておりました。

それともう一つ、やっぱり研修会の大切さというのは非常に痛感しておりまして、松戸市社会福祉協議会の地域部局の職員プラス地区社協の事務員、それに関わる関係者の方へ発見する認識というか意識を持っていただくような研修会も何年か前に、全体研修を行ったりはしておりますが、引き続きそういう研修会を設けて力をつけていきたいなと感じております。

連携という部分でのお答えになっているのかどうか分かりませんが、引き続きの発見の目を自分たちの力として蓄える研修会、学習会は引き続きやって行きたいなと思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。

次に、②事例の確認項目の内容について、③連携を必要とする判断基準について、ご意見を賜りたいと存じます。

虐待対応においては、被養護者、養護者ともに医療的側面からのご支援が必要な状態となっている場合も少なからずあると思います。また、その必要性の確認や世帯の課題及び今後の支援方針の検討において、十分な説明等も必要となります。

そこで、保健、医療、福祉に関わる幅広い業務を担う機関でご活躍されている〇〇委員にお伺いします。虐待対応において、異なる分野の支援機関と連携した際に、どのような視点を重視し、確認されているのでしょうか。また、連携に際し課題となる点や、その解決のために工夫されていること具体例がございましたらご紹介をお願いいたします。

委員 〇〇でございます。

個人的な意見で恐縮すけれども、米国ではネグレクト等ありますと警察への通報が、これは市民によって普通に行われています。体罰も当然許されておりませんので、警察が介入して、両親が逮捕されるというようなことが通常です。これは法律で定められていますので、正しい方法ではあるのではないかと考えていますけれども、日本ではそこまではいっていません。アメリカにおいて、特に子どもを自宅で放置することは、許されないことになっています。州によって法律は違うかもしれませんが、そこまで日本ではなっておりませんが、我々としてできることは、市民において啓発活動をしていただいて、積極的に対応するような形にするのがよいのではないかと、これは個人的に思っています。

松戸保健所では、指定難病及び治療の必要な患者の在宅療養支援や、相談員によるDV相談、また広域専門指導員を配置し、障害がある人への差別に関する相談に応じるなどの支援を行っています。支援の中で虐待が疑わしい場合は、関係機関と連携し、適切な支援が受けられるよう取り組んでいるところです。

今後も虐待の早期発見に努めて、松戸市の関係機関と連携し、虐待防止対策の推進に努めてまいりたいと思っています。以上です。

議長 ありがとうございます。

次に、幅広い課題に関する相談を受け、解決に向けたアプローチや養護者支援においてもご尽力くださっている〇〇委員にお伺いします。

より効果的な支援に近づけることができるよう、どのような視点を重視されているのでしょうか。また、課題と考えていらっしゃる点や、その解決のために工夫されている具体例がございましたらご紹介をお願いいたします。

委員 〇〇でございます。

まず、ちょっと今のご質問とずれてしまうかと思いますが、資料1のスライド22ページの合同勉強会、先ほど〇〇委員からもご意見ございましたけれども、私もすごくこういう実務者レベルでの取組は重要かなと思っております。それこそ今後もう少し実際の事例だったりとか、対象関係機関をちょっと増やしていくとか、そういうふうに評価、多分野連携の評価につながるのだと思いますので、ぜひ、今年度も取り組んでいただきたいと思っています。

あと、市の市役所の職員向けの研修なんかも、実はこれは本当に多分野連携の強化に、有効につながったり、底上げにつながるかと思うので、こちらも本当に重要な、大事な取組みだかなと思っておりますので、引き続きやっていただければと思っています。

ご質問に関することなんですけれども、対象横断的に年齢も、障害の有無も問わず、相談の内容も問わないという形での横断的な支援を行ってきておりますけれども、基本的には世帯単位、あるいは世帯全体をまず把握していくというところをまず重要視しています。相談の中身に関しても幅広く捉えて、その方の困り事や不安というものに関しては、もう相談の中身は問わず、そこも横断的に、幅広く捉えていくことが重要かなと思っています。関わりをする最初の誰かが、例えば高齢、障害、児童、それぞれの専門分野の関係者、支援者がいますけれども、まず対象の方に関わる際に、例えば家庭訪問したときに、その世帯全体をちょっと把握して、そこで何か「おや」と思ったところに気づけるか、気づけないかという

ところで、その後の対応、あるいは連携の有無というのが変わってくるのかなと思っています。

先ほど〇〇委員がヤングケアラーのことをお話しされていましたが、例えばヤングケアラーも、まだこれは不勉強ではありますけれども、それぞれ、ヤングケアラーのいわゆるそのご本人、若者がいるとしたら、その方は、例えば母親が介護保険を受けています、あるいは障害を持っていますとなったときに、その介護の関係者や障害の関係者からしたら、その若者は、言ってしまうと養護者であって、ご家族であって、ある意味キーパーソンであって、そうなったときに、介護の関係者や障害の関係者から見ると、もしかしたら悪気なくその若者をヤングケアラーたらしめるというんですか、ちょっと語弊があるかもしれませんが、やっぱり介護してくれる家族や、見守ってくれる家族がいれば、関係者からしたらそこは期待してしまったり、あるいは、例えば褒めてしまったりとか、それが結果的にヤングケアラーの方からすると、知らず知らずにそれを強化させてしまうというか、悪気なく周りの関係機関、関係者が、ヤングケアラーをよりヤングケアラー化させてしまうみたいな、私はそういう課題が一つあるのかなと思います。

それで、先ほどの話に戻りますけれども、世帯全体を見通す力を持つことによって、そういうところにも気づいていけるといいますか、そういう視野を広げる必要はあるのかなと思います。そういう点で、前年度から取り組んでいる合同勉強会というのは非常に有効かなと思っていますので、今後も生かしていただければいいなというふうに思っています。以上です。

議長 ありがとうございます。

虐待対応に限らず医療拒否があるケースなど、支援困難事例についても在宅医療の実現及び継続にご尽力くださっている〇〇委員にもお伺いします。

分野横断的な連携が図られる事例について、どのような視点を重視し、確認されているでしょうか。また、連携を図った事例の把握を継続していく上で、連携の捉え方を含め、取組の進め方についてご助言いただけますと幸いです。よろしく願いいたします。

委員 ありがとうございます。

重要な点、ご質問いただいたかと思っております。お尋ねに、より広く考えてみたいというふうに思いました。

自分が臨床実践として患者さんの支援をさせていただいている経験、それに加えて在宅医療介護連携支援センターという委託をいただいて実践をしていく中で、様々な困難を抱えた

市民の方の支援を経験させていただいている立場から発言させていただきます。

今日ご報告いただいた内容、だんだん前進していると思いますけれども、連携を図って虐待事例の把握というところを主にお尋ねをいただいているかと思いますが、そもそももう少し広く整理というか、そもそもこの条例に掲げられている理念で一番大事なことは何だろうかと考え、当然のことながら「虐待のない誰もが安心して暮らせるまち まつど」の実現ということがうたわれておりますし、相談しやすい環境づくりに努めるということが強調されているわけです。

そういう観点から考えますと、実際我々が臨床の現場で支援していたり、在宅医療介護連携支援センターの現場で支援を経験している観点から申し上げますと、常々〇〇委員が、虐待かそうでないかということだけではなくて、養護者の方も支援を必要としている方だということをよくご指摘、強調してくださっているかと思います。全く同感でして、我々の臨床もそうですけれども、相談や支援が開始された時点で対象の方が虐待だとか、虐待じゃないとか、明確に峻別できるわけではなくて、両者の間にはグラデーションが存在すると思います。つまり虐待に該当するか否かにかかわらず、支援が必要な状況は存在していて、そこには例えば経済、DV、いじめ、いろんな要素、多領域のことがあるかもしれません。そして、その支援が必要な状況が存在していて、結果として当事者の方に過度な負担がかかり、状況が深刻化しているという場合が少なくないと思います。

ですので、この把握に努めるという非常にいい取組だと思っておりますけれども、虐待と判断されたという事例に限定するのではなくて、虐待の可能性のある事例について、そのほかに支援等を要する可能性がある同居家族等がいる場合には、まず広く把握する、そんな形に努めるべきではないかと現場実践の感覚から申し上げたいと思います。実際に通報することは、介護者への支援だという認識を共有啓発することも大事だと思います。

ですので、どこを目指すのかということに、そもそも論かなと思っております、本日の資料1のスライド11に、この把握についての目的が書いてありますけれども、各分野の虐待対応の違いや課題を明らかにするとか、事例の蓄積から本市の虐待の対応状況を把握することが目的に掲げられているんですけれども、これはもう少し広く捉えたほうがよいのではないかと思います。虐待が生じる、様々な困難を抱えている方がいらっしゃって、その中により深刻化して虐待という事態に陥る場合もあるでしょうけれども、その事例だけを分析すれば課題が分かるというわけではないように思いますので、まずは疑いがあるという、可能性があるというような事例を広く捉えて、特にそれが多分野にわたっている場合には一緒に考

えるという、そんな形を目指すべきではないかと感じます。

ですので、年間40件の報告数では足りなくて、もっともっと多くの対象者について、まずは把握をし、検討して、その中で、もちろん最終的に虐待と判断された事例も、そうでない事例もあるかもしれませんが、判断された事例だけを見るのではない形で施策を進められたほうがいいのではないかと感じます。

ただし、事務局にとっては虐待扱いになるということ事態が、書式がかなりいろいろあったり、現場負担が急に増えてしまうというようなことがあるかもしれませんし、全件に48時間以内に安全確認するかという、いろいろ簡単でないことは理解が難しくありませんので、対応の仕方を何段階かに構えて、もちろん虐待にほぼ間違いはないだろうという事例は重たく確認が必要だとは思いますが、入口のところは間口を広く捉え、重層的な仕組みとして整えるべきではないかというふうに考えます。

今申し上げたようなことは、事務局というよりは、大きな方向性として考え方、捉え方、目指すところはどこなのかということのような気もしますので、部長のご意見をぜひお聞かせいただければというふうに思います。

議長 私の意見としましては。〇〇委員がおっしゃられるとおり、件数の数字をどうこうという話ではなくて、何が虐待かということを考えるに当たっては、一つ一つしっかり分析する必要があるかと思しますので、件数を目指すのではなくて、それぞれの事例に則して関係者の皆様と議論していくことが大事かなと思います。よろしいですか。

委員 お尋ねの中や報告の中でも、個人情報の取り扱いの難しさというお話も出てきたかと思えます。特に子ども分野について、十分理解しつつも、一体どのようにしていけばよいのかということで、もう一点発言させていただきたいと思えます。

ご説明の中にも、担当者レベル会議の事例検討を検討していることがあって、まだちょっとこれは具体化や確定はしていないということなんではないでしょうか。この辺もタイムスケジュールとか、あと中身についても明確にしていっていただければと思います。

申し上げたいのは、個人情報を共有する、できるかできないかという話と、領域横断的な会議を行うということは別の話だということを明確にしていっていただければというふうに思います。つまり、その世帯に複数分野の対象の方がいて、それぞれが支援を必要としている、それぞれが虐待のおそれもあるなか、いろんな場面、場合があるかもしれませんが、そのお一人お一人の方を所管する課が持っていらっしゃる個人情報を共有できるかできないかは手順を踏まなければ、勝手にはできないことだというのはもちろん理解します。

ですから、領域横断的な会議には、関係する部門の方々にはぜひご出席いただいて、でも、個人情報、今は手続ができていないから共有できませんと言っただけであれば、それでいいのではないかというふうに思います。その会議で他分野から、報告があった内容は必ず自分分野の対象の方の支援には生かす。そして、その間に必要な手順が踏めたら個人情報を共有していただく、これは別な話だと思しますので、まぜこぜにして議論すると、あれもできない、これもできない、会議にも出席できないというような誤解を生んでしまうと思います。

今の会議の話で、担当者レベルでの会議の事例検討はかなり専門的なアドバイザーが必要だと考えますので、医師会としては協力は惜しまないつもりですので、どのような形かわかりませんが、医師を推薦する方法や、在宅医療介護連携支援センターの職員を出席させる方法、いろいろな方法があり得るかと思しますので、ご協力はもちろんさせていただきます。

議長 大変ありがとうございました。

今のご意見も踏まえて、個人情報の扱いも踏まえ、ご意見いただきながら、よりよい会議の在り方を考えていきたいと思っております。

それでは、次に、財産や身分の保護に関わる登記に加えて、人権擁護事務も担う機関でご活躍くださっております〇〇委員にお伺いします。

養護者、被養護者ともに人権が尊重される対応を複数の支援機関がともに行う上で、どのような視点を重視されているのでしょうか。また、分野横断的に支援が進められるよう行われている工夫がございましたらご紹介をお願いいたします。

委員 〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。

若干意見のほうを述べさせていただきます。

人権擁護を扱う機関ということで、虐待についても扱っております。人権擁護活動について若干ご説明させていただきますと、特徴としまして、児童、高齢者、障害者の虐待だけではなくて、もっと幅広く、同和問題ですとかインターネット事案、外国人差別など幅広く相談を受けております。

その中の重大な人権侵犯事件、これは虐待事案にも該当すると思しますので、そういったときに、関係機関と連携して解決したという指導をしております。その中で、どこの関係機関と連絡調整をしていくかというのが悩みといたしますか、課題となっております。といいますのは、相談者の相談を聞いておりますと、1つの悩みだけではない、虐待についてもいろいろな要素がある、そういうようなこともありまして、そういう場合、どこにつないでいけばいいかということが難しく、間違ったところへつなぐと解決に直ちには結びつ

かないところが大変苦勞をしているところです。

松戸市がこの虐待防止連携推進会議を設置して、児童、高齢者、障害者それぞれのネットワークをつなぐ仕組みがもう既にできているということは、大変素晴らしいことだと考えております。

その中で、人権擁護の観点から話をさせていただくと、こういう相談があったときに一人も取りこぼさないということと、2番目としましては、被害者に最適な支援ができたかどうかというところが、一つポイントになってくるのだろうと思っています。相談を受けるときには、既に具体的事案として、連絡調整ということになるかと思えます。

その中で、今、個人情報につきましては各市によって条例もありますし、その中の制約はあるとは思いますが、具体的に事案を解決するために、この推進会議が調整をする、そういった機能を高めていくということが必要なのかなと思えますので、この推進会議の一員ということで、積極的に取組を行ってまいりたいと考えております。以上です。

議長 ありがとうございます。

皆様、様々なご意見ありがとうございました。

最後に、今回の意見交換全体を通してご意見を賜りたいと思えますけれども、まず、本日複数の委員からのお話がありました個人情報保護について、お伺いしたいと思います。

日頃から虐待対応の中で、アドバイザーとして法的観点からご助言をくださっている、〇〇委員にお伺いします。連携の難しさにつながる一因として挙げられる、この個人情報保護について、考え得る工夫や難しさについてご意見いただければと思えますが、いかがでしょうか。

委員 ご指名ですのでお答えします。

先ほどから個人情報保護の話がずっと出ていて、ここところが皆さん、難しいですよと特に考えておられるのだと思えますね。多分皆さん、個人情報保護法とかで、むやみに個人情報を外部に出してはいけないのではないかというのが念頭にあるのだと思えます。

ただ、虐待というレベルで考えたときは、個人情報の保護に関しては、やはり法律によって個人情報の提供はある程度緩められていて、「やってもいいよ」というふうになっているところがあります。分けて考えると、まず、市役所に提供しますという場合、例えば地域包括支援センター等から市役所に情報提供しますというのは、1つは、まず何々虐待防止法で虐待を発見した人は市役所に通報してくださいねという義務がある以上、地域包括支援センター等から市役所に情報提供しますというのは、これはもう個別の法律があるわけで、当然

認められる。

それから、例えば地域包括支援センターと地域包括支援センターの間とかで情報共有していいのという話になると、個人情報保護法の中に、第三者提供が認められる場合というのが定まっています。個人情報保護法の講座ではないので、かいつまんでご説明しますと、個人情報保護法の27条の1項の中に、人の生命や身体、財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるときは、本人の同意がなくても個人情報をよそへ提供していいという規定があります。

多くの虐待事案の場合、本人の同意を得ることはなかなか困難であつたりします。具体的には虐待を受けている人が障害がある、虐待を受けている人がとても小さい子どもである、虐待を受けている人が認知症であるというような場合ですね。こういった場合は、本人の同意を得ることがなかなか難しいと考えられますので、そのような場合、虐待を解消するために外部に情報を提供する。例えば虐待をしている、されている家庭があつて情報提供する、多くの場合、認められると考えていいのかなと思います。

そして、同じ法律の同じ条文の中に、「国の機関等が法令を定める事務を遂行することに対して協力する場合には、個人情報の提供をしてもいいよ」という条文もやはりあります。この辺、まだ、個人情報保護法は新しい法律ですから研究が進んでいないところではあります。市役所は虐待に対して解決しなきゃいけないというふうに、例えば高齢者虐待防止法とかには規定が入っているわけでして、そうすると、そのために市役所は虐待を調査する。これに対して協力するべく情報を提供するという、これもまた個人情報保護法の中で認められる事案だろうと思います。もちろん個々の事案によっていろいろ、ケースごとに考えられるということはあるでしょうけれども、大半こちらの、この条項に従って情報発信が認められる場合なのかなと思います。

理論上、虐待を受けている本人が別にその意思の表明をすれば、表明をするのは困難な状況にないと、明確に「いやいや自分の個人情報は提供しないでくれ」と言っているというような事案があれば、確かに情報共有してはいけないということになるのですが、ただそんな事案は、机の上では考えられても、現実の社会でそういう事案が発生するかというと、なかなかそんなことは考えづらいなと思います。虐待を受けている人が正常な判断ができず、同意を得ることが難しいということは、一般的には、むしろ多いと考えられますので、虐待対応のケースに関しては、個人情報にそこまで神経質にならなくてもいいのかなと思います。

また、これも多分研究があまり進んでいないところではありますけれども、条例で、まさに松戸市のような条例をつくって虐待防止のために、それから解決のために、条例に基づいて情報を開示するんだということは認められるかというのも、今後、多分いろいろな市で似たような条例ができていけば、多分法律家の間で議論になると思いますので、場合によっては条例によって情報共有することが認められるという議論も、今後出てくるだろうと思います。

ですので、結論としてですけれども、あまりそれまで神経質にならなくてもいいでしょうというのが、今の段階での法律家の一応の結論ということになるかとは思いますが。以上です。

議長 ありがとうございました。

それでは、次に、日頃より児童虐待の事案対応についてご尽力いただいております〇〇委員にもお伺いしたいと思います。

本日いろいろお話のあった個人情報保護と、それから生命の保護という大事な問題が関係する虐待対応について、課題に応じた支援者や支援機関とつなぐ際に配慮されていることはございますでしょうか。また併せて、分野をまたぎ連携しやすい体制の整備ですとか、連携した事例の把握を進めていく上でのご助言をいただけましたら幸いです。よろしくお願います。

委員 どうもありがとうございます。

それでは、まず最初に、この連携に関しての話をまずちょっとしたいと思います。

先ほど〇〇委員が話したこととつながっていると思いますけれども、皆さんご存じのとおり、ピラミッドというのがありますよね。ピラミッドの頂上にいわゆる虐待があって、そこには生命の危険性が詰まっている症例がある。それで、さらにその裾野に行くにしたがって、例えば子育てに関する様々な環境について情報をみんなで共有しながらやっていく、そういった緩やかな部分での子育てのしやすいまちとか、みんながそれぞれ伸び伸びと生きられる、そういった社会、そういったものをつくるための裾野の部分に対する様々な取組というのがあるはずなんです。

それで、〇〇委員がおっしゃったのは、その一番上の部分、さらに少し下がってきたグラデーションのある部分、その部分ではないかなと私は思いますけれども、私はもっとさらに広げれば、もっとさらに裾野は広がっていると思うんです。

この3者の連携に関して言うと、もちろん一番トップの虐待部分について、生命の非常な

危険が迫っているようなときは、先ほど〇〇委員がおっしゃったように、これはもうある程度個人情報云々よりも、まずはしっかりと情報共有するのが重要ではないかと思えますけれども、それに対する様々な連携をしていくという議論が比較的どの場所でも主体になってしまうところがあると思えます。ですけれども、実は、〇〇委員がおっしゃったように、本質的なものは、そういう社会をつくっていかないといけないわけです。だとすると、もっと裾野の広いところでどンドンしっかりとした形で3者が連携していかないといけない。その意味での具体的な方法というものを、もっと我々は議論していかないといけない。それを僕は総論的に皆さんにちょっと問題提起したいと思えます。それが、やっぱり非常にこれからの、松戸のまちが住みよいまちになっていくために非常に重要じゃないかと思えます。

1つの具体的に例として私が挙げたいところは、子どもの人権です。子どもの人権に対しては、やはり日本はまだまだです。やっと令和5年4月から、こども基本法が施行され、こども家庭庁ができました。ということで、今、子どもの4つの権利のうちの参加する権利というものがクローズアップされています。ご存じのとおり、今、日本、世界でもユニセフが言っていますけれども、ユニセフでは、身体的な子どもの幸福度のトップの国というのは日本なんです。ところが、精神的な幸福度に関してはほとんど最下位なんです。このアンバランスがどこから来ているか、そして子どもが非常に不幸な気持ちを持っているというのが統計的にも表れています。世界的に見ても非常に日本人の子どもたちというのは不幸なんです。それは何かというところで、様々な分析があるのだけれども、その中でも大きな部分というのは、やっぱり子どもの人権がしっかりと保障されていない。子どもが伸びやかに自分の意見を表明できない、そういうようなところがたしかに、今最近あると思えます。

そういうことも含めて、やはりこの3者の連携の中では、やはり基本的な子どもの人権、子どもたちが大切にされているんだということを自分で感じられるような社会、そういうものをつくっていくことが、私は非常に重要じゃないかと思えます。それが1つ。

それから、先ほど個人情報の話が出ましたけれども、先ほど言いましたように、僕はトップの部分に関しては、あまりその部分については考慮せずに、様々な形での議論をしっかりとやっていくことが重要だと思います。それで、さらに裾野が広がっていけば、その個人情報に関しての取扱いというのはちょっとグラデーションは出てくるかもしれないけれども、基本的によくやるのは、名前は全然話さずに、ナースやケアマネジャーや、様々な多職種が集まって、その症例についてどうやったら解決策ができるかということを中心に議論する場があります。ですから、そのような形で、みんなが議論すればいいのかなと私は思います。

もちろん個人情報、絶対に口外すべきものではありませんから、その症例の資料については回収されるということはあるかもしれないけれども、そういった形で、私たちはできるだけ情報をみんなで共有しながら、その中で、どういうふうに取り組んでいくかということが主じゃないかというふうに思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、次に、本市の虐待防止に長くご尽力くださり、対応についてもご助言くださっております〇〇委員にお伺いしたいと思います。

本日お話しありました、対象分野が異なる複数機関が関わる虐待対応についてご配慮されていることですか、連携しやすい体制の整備や事例の把握についてご助言をお願いいたします。

委員 ありがとうございます。現場の皆さんのご尽力に厚く御礼申し上げます。

また、令和元年会計での国からの介護障害福祉事業者の虐待対応の要請への対応も、本当にご尽力いただいてありがとうございます。また、我が国での先駆けてのセルフネグレクトの取組も、本当にありがとうございます。

ちょっと〇〇委員に回答しておきますと、セルフネグレクトは、米国の連邦の福祉法であるSocial Security Actが各州の州法に記載されています。それで、私どもの松戸市の高齢者虐待防止ネットワーク初期は、米国の連邦虐待防止センター所長であった先生にご指導いただいております、その当時からセルフネグレクトについて議論しているわけでございます。今は岸先生にご指導いただきながら、セルフネグレクトについて統計を取り始めましたけれども、そのような経過があります。

すみません、最初、事務局からの話で、ちょっと個人情報についても少し話してくれと言われたのでちょっとだけお話ししますと、個人情報と生命の保護についてですけれども、個人情報に関しては、〇〇委員と〇〇委員が十分大切な視点を言ってくださいましたので、私は1個だけ申し上げます。

個人情報より絶対に死亡回避だと思っております。やはり迅速に情報共有を行って、介入することが時に必要でありまして、特に意思決定をする重要なポストの人に報告が遅れないように、ぜひ、何としても死亡例が将来出ないようにご留意いただくということが大事かと思っております。事例介入そのもので、不適切に特定可能な個人情報がリークされた例はないと認識しております。

それから、分野横断的、年齢横断的な件でございますけれども、通報一本化に関しては、

〇〇委員、それから〇〇委員にも相談し、市長とも合意している件ですけれども、残念ながら鴨川市とか、埼玉県のように先を越されてしまいました。今回、QRコードから各通報番号につながるよう市がご検討いただいていると、本当に、ついにここまで来たかとうれしく思っております。〇〇委員からも話がありましたけれども、DV、いじめに関しても一本化してはどうかと思います。鴨川ではもう一本化されているので、市民向け講演会の小橋先生のご講演でお話ししてもらってはいかがでしょうか。

台湾には113という全年齢共通通報受理システムがありまして、日本での厚労省に当たる衛生福利部が運営しておりますけれども、ぜひ国政にもご検討いただければと思っております。

次に、対象横断的、年齢横断的な観点からの予防として、例えば母親を子が生まれる前から、つまり妊婦を支援するという考え方ですね。もう統計的にシングルマザーとか、過去に支援歴のある母親とか、20歳以下で初産の母親には、虐待のリスクが高いことは統計的に既に分かっています。また、報道で言われませんが、ゼロ歳児虐待死亡が圧倒的多数であるということも統計的にははっきりしています。つまり児童虐待のセクションではなくて、母親を生まれる前から支援する。あるいはDV事例を支援することによって高齢者虐待になることを予防する。

それから、8050問題の50の方は大抵障害者です。実はこの障害は、8050の30年ぐらい前の、5020のときから分かっている事例が多いんです。だから、できれば5020のときから障害者支援で高齢者虐待を予防できないかというふうに考えております。

次に、DVといじめの問題でございます。〇〇委員からもありましたけれども、それに関しては、DVを盛り込むほうがよいという意見は、この条例に関して正直ございましたけれども、とにかく暫定的に条例をつくるということでみんな合意したということではあります。積極的に改良するという話でありましたので、ぜひDV、いじめに関してもご検討いただきたいと思っております。DVといじめは、英語ではスクールバイオレンス、ドメスティックバイオレンスというので非常に近い概念であります。

それから、これも〇〇委員から非常にすばらしいお話いただきましたけれども、法律で守られない虐待というのがたくさんある。日本の法律は非常に不備がありまして、WHOの高齢者虐待、エルダーアブュース、児童虐待、チャイルドマルトリートメントより、日本の高齢者虐待防止法とか児童虐待防止法は非常に狭い概念でやっているわけでありまして、あと障害者虐待防止法も国際的には批判されている概念でございます。そういうわけで、日本の

虐待関係3法は、国際的には人権擁護のカバー範囲が狭い法律でありまして、やはりこの条例も、そういうふうなカバーが狭い法律を根拠にしているということを認識していただいたほうがいいと思います。

松戸市、実はそういうふうな実体的虐待のケースというのも積極的に取り組んでおりまして、何とか頑張っているんですけども、ぜひ条例のほうでもそういうことをご検討いただければと思います。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ほかに委員の皆様、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

お願いします。

委員 蛇足で恐縮なんですけれども、もう繰り返し出てきました虐待対応機関合同勉強会というのは非常に重要な取組だなというふうに思っております。お話の中にももう出てきましたけれども、虐待担当課や担当部署だけではなくて、支援をしている方々全体を対象としてやっていただけたらいいと思います。

もう10年ぐらい前になりますけれども、介護保険分野では顔の見える関係づくりが大事だとか、多職種協働だとかという言葉が言い古されて、今はもう別に誰も言わなくなりました、当たり前になりました。この地域共生社会においては、今の3領域がもっともっと交流する機会が多くなると、虐待のことだけは話し合うみたいな近視眼的な議論になってしまうとチャンスを失う、減らして少なくなってしまうという気がしますので、ぜひそういう場を創出していただければと思います。どうしても担当課も部も違ったりしますので、そのところはぜひ知恵を寄せ集めて、できるだけ合同で会議をする、合同で研修会をする、合同で市民にアプローチする、そんな機会を創出していただければと思います。

議長 ありがとうございます。

ほかにご意見ありますか。

委員 先ほど申し上げたところで、ちょっとさらに付け加えなんですけれども、子どもだけではなくて、様々な人たちの人権ということを、非常にやっぱり、これがまず一番の基本的なところだと思うんですね。人が人らしく伸びやかに、伸び伸びと生きていくという。そういう部分で、やはり子どもさんに対しての取組というのは、先ほど僕が話しましたように、日本では、あるいはまだまだそれが十分行き渡っていない。だから、そういう部分での様々な取組というものが松戸市のほうでこれから花開いていけば、多分虐待という、先ほど言ったピラミッドの一番上の部分がもっともっと小さくなっていく、そういうふうに思いますの

で、そういった部分での様々な対応というか、特に子どもの人権に関して、特に参加する権利という、その部分についてしっかりとした形での取組を僕は期待したいと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。

ほか、ご意見よろしいでしょうか。

皆様、大変本日は貴重なご意見をありがとうございました。

本日、皆様から大変に素晴らしいご意見をいただきましたので、そちらも参考にしながら、今後3虐待の連携した取組を進めていきたいと思います。

◎その他

議長 それでは、最後に、次第5、その他ですが、松戸市虐待防止条例に関する情報で共有したい内容や報告などはありますでしょうか。

事務局 では、事務局より、委員の皆様にお伝えさせていただきたいことがございますので、この場をお借りいたしましてご報告いたします。

今回、委員の皆様には事前に資料送付をさせていただき、事前質問の連絡表を渡させていただきました。その中で、〇〇委員と〇〇委員よりご意見を賜りました。本当にありがとうございます。

ご意見の内容は、〇〇委員より1点目、児童、障害、高齢のそれぞれの分野ごとの個人情報取扱いの違いについて、2点目、現在の虐待通報の基準及び研修会の中でなされた説明の内容について、〇〇委員からは、1点目、事業所従事者による子ども分野での不適切保育と虐待防止条例における児童虐待の定義について、2点目、対象横断的、分野横断的な虐待発生予防の視点について、です。いただいたご意見を踏まえ、今後の事業の検討に繋げてまいりたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、本日の次第に沿った議事は以上で終了いたします。

事務局に司会をお返しいたします。

◎閉 会

事務局 本日は、ご多忙の折ご出席いただき、誠にありがとうございました。

次回の開催でございますが、令和6年度の7月頃の開催を予定しております。詳細につきましては、分かり次第、委員の皆様にご連絡させていただきます。

以上をもちまして、令和5年度松戸市虐待防止連携推進会議を終了いたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございました。